

資料 1

(議題①関係)

令和2年度沖縄県障害者施策推進協議会

第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画に係る 成果目標等の速報値について (県成果目標)

1	目標 1 入所施設の入所者の地域生活への移行	… 1 ページ
2	目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	…………… 2 ページ
3	目標 4 福祉施設から一般就労への移行	…………… 5 ページ
4	目標 5 障害児支援の提供体制の整備等	…………… 9 ページ
5	目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	…………… 11 ページ

令和2年12月24日

沖縄県子ども生活福祉部
(障害福祉課)

目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行

○ 目標1-1 施設入所者の地域生活への移行(国指針:6%以上)

令和元年度末の施設入所者数と比較した地域生活移行者の割合 82人/2,272人

3.6%

○ 目標1-2 施設入所者の削減(国指針:1.6%以上)

令和元年度末の施設入所者数と比較した施設入所者削減数の割合 60人/2,272人

2.6%

(単位:人)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
現入所者数 (令和元年度末時点)	2,272	260	680	1,113	119	100
目標年度入所者数 (令和5年度末時点)	2,212	254	646	1,094	117	101
削減見込み目標値 (目標1-2)	60	6	34	19	2	-1
新規入所者数 (令和5年度末までの新規入所者数)	183	28	60	57	24	14
退所者数 (令和5年度末までの退所者数)	243	34	94	76	26	13
地域移行目標数 (目標1-1)	82	8	18	42	8	6

3年間平均20人/年削減
(R2からの4年間で平均15人/年削減)

3年間平均27.3人/年移行
(R2からの4年間で平均20.5人/年移行)

(目標1-1 参考:地域移行者数の実績)

(単位:人)

期 間	第1期計画			第2期計画			第3期計画		
	H17.10.1～ H19.10.1	H19.10.1～ H20.10.1	H20.10.1～ H21.10.1	H21.10.1～ H22.10.1	H22.10.1～ H23.10.1	H23.10.1～ H24.3.31	H24.4.1～ H25.3.31	H25.4.1～ H26.3.31	H26.4.1～ H27.3.31
地域移行者数	139	91	78	86	101	67	57	36	30
小計	308			254			123		

期 間	第4期計画			第5期計画	
	H27.4.1～ H28.3.31	H28.4.1～ H29.3.31	H29.4.1～ H30.3.31	H30.4.1～ H31.3.1	H31.4.1～ R2.3.31
地域移行者数	49	19	22	18	39
小計	90			57	

(目標1-2 参考:施設入所者の利用者実績)

(単位:人)

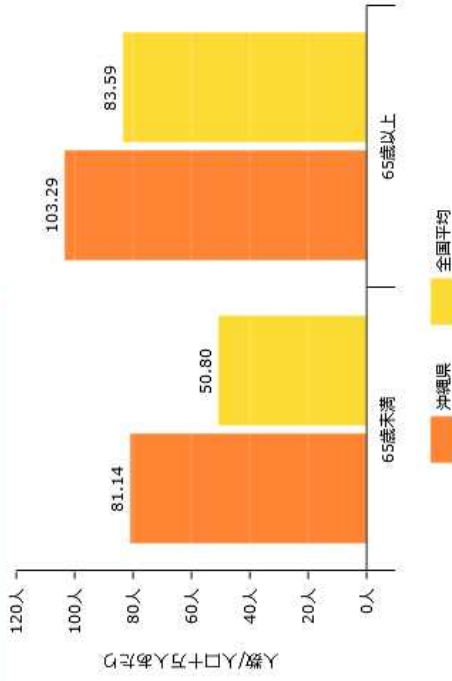
基準	第1期計画			第2期計画			第3期計画		
H17.10.1	H18年度末	H19年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末
2,761	2,731	2,748	2,679	2,642	2,626	2,458	2,308	2,321	2,332
前年度比 削減数	30	-17	69	37	16	168	150	-13	-11

基準	第4期計画			第5期計画	
H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末
2,332	2,314	2,316	2,293	2,276	2,239
前年度比 削減数	18	-2	23	17	37

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

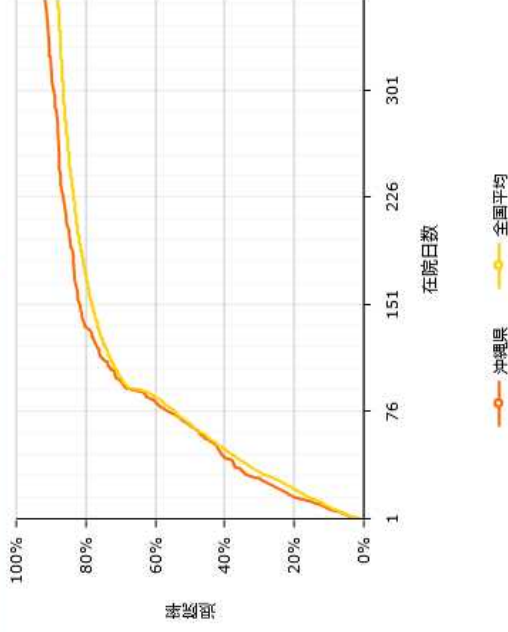
○ 目標2-1 精神病床からの退院後一年以内の地域における生活日数の平均を316日以上

長期入院患者数（人口十万人あたり）

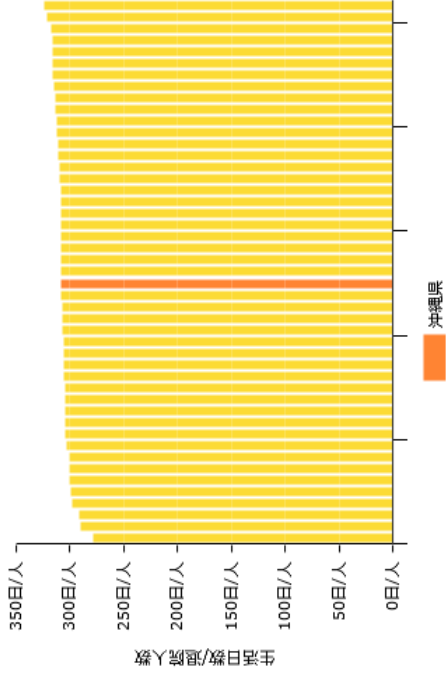


長期入院患者：入院から1年以上経過している、沖縄県民（＝沖縄県に元住所のある方）の入院患者数を表示しています。

退院率



精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(地域平均生活日数)



※出典「地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)」

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 目標2-2 1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) (国指針:H26入院患者数をもとに県で定める係数(※)を用いて算定))

医療計画、障害福祉計画におけるアウトカム指標の見直しについて

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの進捗状況を評価する観点

⇒国が提示する推計式を用いて、各都道府県において、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標を設定

平成26年

急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要
1,094人	921人	3,039人	1,478人	1,561人	5,054人

▲914人～635人

令和5年度末(第6期障害福祉計画の最終年度)における推奨目標値(見込み)

急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う 基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
1,179人	1,025人	2,125人	1,296人	829人	4,329人	1,249人	609人	640人
1,179人	1,025人	2,404人	1,433人	971人	4,608人	970人	472人	498人

令和5年度末(第6期障害福祉計画の最終年度)における沖繩県の目標値(見込み)

急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院需要	うち65歳以上	うち65歳未満	合計入院需要	地域移行に伴う 基盤整備量	うち65歳以上	うち65歳未満
1,179人	1,025人	3,018人	1,718人	1,300人	5,222人	356人	187人	169人

※四捨五入で端数処理しているため、合計値は一致しない場合がある。

※係数について

下記3項目について、原則として()内の幅から県知事が定めることとされている。

α:精神病床における入院期間が1年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を要する患者の割合(0.80～0.85)、沖縄県は0.91

β:治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値(0.95～0.96)、沖縄県は0.99

γ:これまでの認知症施策の実績を勘案した地域精神保健医療体制の高度化による影響値(0.97～0.98)、沖縄県は0.98

目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 目標2-3 入院後3ヶ月時点の退院率 69%(国指針:69%以上)
- 目標2-4 入院後6ヶ月時点の退院率 86%(国指針:86%以上)
- 目標2-5 入院後1年時点の退院率 92%(国指針:92%以上)

アウ トカ ム	精神病床における入院後3、6、12ヶ月時点の退院率	
	3ヶ月	12ヶ月
	65.23%	82.99%
		91.62%

精神病床における新規入院患者の平均在院日数	
施設所在地	合計
65歳未満	2,252人
65歳以上	2,531人
患者所在地	合計
65歳未満	2,241人
65歳以上	2,524人

施設所在地	急性期 (3ヶ月未満)		回復期 (3ヶ月以上1年未満)		慢性期 (1年以上)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65歳未満	506人	22.6%	540人	24.0%	1,206人	53.4%
65歳以上	369人	16.5%	636人	28.3%	1,526人	67.2%
患者所在地	合計	合計	合計	合計	合計	合計
65歳未満	506人	22.6%	541人	24.0%	1,194人	53.0%
65歳以上	367人	16.5%	637人	28.3%	1,520人	67.2%

132.70日

施設所在地： 沖縄県内の精神科病棟における入院者の数を表示しています。
患者所在地： 沖縄県民（＝沖縄県に元住所のある方）の入院者の数を表示しています。

※出典「地域精神保健医療福祉資源分析データベース(ReMHRAD)」

- 目標2-1～2-5については、現在、保健医療部で策定している第7次沖縄県保健医療計画の見直しと共通の指標となる予定。
- 目標2-1については、厚生労働科学研究における研究班において算出し、県に示される予定である。
現時点においては、社会保障審議会障害者部会(第98回)において示されている都道府県別の地域平均生活日数を参照している。

目標4 福祉施設から一般就労への移行

○ 目標4-1 福祉施設から一般就労への移行(国指針:令和元年度実績の1.27倍以上)

令和元年度の年間一般就労移行者数 275人(※) → 352人(R5年度末) 1.28倍

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和元年度実績は来月実施(見込み)の国の調査により把握する。

参考:平成30年度の年間一般就労移行者数 285人 (285人→352人 67人の増、1.23倍)

(単位:人)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の一般就労移行者数	275	11	98	151	4	11
R5年度の一般就労移行者数	352	14	123	192	7	16

3年間平均 25.7人/年 増
(R2からの4年間で
平均 19.3人/年 増)

基準	第1期計画			第2期			第3期			第4期	
	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	H22年度実績	H23年度実績	H24年度実績	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H28年度実績
H17年度実績	23	65	88	125	126	155	184	244	241	209	
前年度との差	0	42	23	37	1	29	29	60	-3	-32	

基準	第4期			第5期	
	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績
H26年度実績	244	209	282	285	289
前年度との差	-3	-32	73	3	4

H19～H30実績平均 前年度比 17人増/年

目標4 福祉施設から一般就労への移行

- 目標4-2 福祉施設から一般就労への移行(就労移行支援事業)(国指針:令和元年度実績の1.30倍以上)

令和元年度の年間一般就労移行者数 127人(※) → 165人(R5年度末) **1.30倍**

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和元年度実績は来月実施(見込み)の国の調査により把握する。

(単位:人)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の一般就労移行者数	127	2	60	59	2	4
R5年度の一般就労移行者数	165	5	73	78	3	6

- 目標4-3 福祉施設から一般就労への移行(就労継続支援A型事業)(国指針:令和元年度実績の1.26倍以上)

令和元年度の年間一般就労移行者数 83人(※) → 106人(R5年度末) **1.28倍**

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和元年度実績は来月実施(見込み)の国の調査により把握する。

(単位:人)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の一般就労移行者数	83	5	21	49	1	7
R5年度の一般就労移行者数	106	5	27	63	2	9

目標4 福祉施設から一般就労への移行

○ 目標4-4 福祉施設から一般就労への移行(就労継続支援B型事業)(国指針:令和元年度実績の1.23倍以上)

1.28倍

令和元年度の年間一般就労移行者数 58人(※) → 74人(R5年度末) 74人/58人＝

※当該値は市町村の報告値の積み上げによる暫定値。正式な令和元年度実績は来月実施(見込み)の国の調査により把握する。

(単位:人)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の一般就労移行者数	58	4	17	36	1	0
R5年度の一般就労移行者数	74	5	22	44	2	1

○ 目標4-5 令和5年度における就労定着支援事業の利用者数(国指針:一般就労移行者のうち7割が利用)

77%

令和元年度の就労定着支援事業利用者数 127人 → 270人(R5年度末) 270人/352人＝

(単位:人)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の就労定着支援事業利用者数	127	0	35	92	0	0
R5年度の就労定着支援事業利用者数	270	3	72	194	1	0

目標4 福祉施設から一般就労への移行

○ 目標4-6 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合(国指針:全体の7割以上)

令和5年度末における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合 **70.4%** 19箇所/27箇所 = 7割以上

(単位:箇所)

	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
R元年度の 就労定着支援事業所数	19 (18)	1 (1)	6 (6)	12 (11)	0 (0)	0 (0)
R5年度の 就労定着支援事業所数 (見込み)	27	1	8	16	1	1
R元年度の 就労定着率8割以上 就労定着支援事業所数	9	1	3	5	0	0
R5年度の 就労定着率8割以上 就労定着支援事業所数 (見込み)	19	1	6	12	0	0

※()内の数字は、就労移行実態調査に回答のなかった事業所を除いたもの。就労移行率3割以上の事業所の割合はこちらを分母に算出した。

(参考)
就労定着率8割以上の事業所の割合

平成25年度 9箇所/87箇所 10.3%

平成27年度 18箇所/81箇所 22.2%

○一般就労移行者とは
福祉施設(※)から一般企業等に就職した者(就労継続支援A型の利用者になった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。
(※)福祉施設=就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 目標5-2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

- ・聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、県では、令和5年度末までに、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標とします。

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

○ 目標5-4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置(県全体及び圏域ごと)

県全体での協議の場

- ・医療的ケア児ワーキング(沖縄県障害者自立支援協議会療育・教育部会内)

圏域ごとの協議の場

- ・北部圏域 北部圏域障害者自立支援連絡会議 療育・教育部会
- ・中部圏域 中部圏域障害者自立支援連絡会議 療育・教育部会
- ・南部圏域 南部圏域障害者自立支援連絡会議 療育・教育部会
- ・宮古圏域 宮古圏域障害者自立支援連絡会議 療育・教育部会
- ・八重山圏域 八重山圏域障害者自立支援連絡会議 療育・教育部会

県全体でのコーディネーターの配置人数

・5人

圏域ごとのコーディネーターの配置人数

- ・北部圏域 1人
- ・中部圏域 1人
- ・南部圏域 1人
- ・宮古圏域 1人
- ・八重山圏域 1人

市町村ごとの協議の場その他の障害児支援に係る市町村成果目標については資料2・P4～P5のとおり。

目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○ 目標7-3 指導監査結果の関係市町村との共有

<国の基本指針>

- ・県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

<県目標値>

- ・県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制は構築済

- ・県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数の見込みを年間54回